

※こちらの用紙は、基本的に医師の署名は必要ありません。医師から指示された旨を記入してください。

考查中の場合は、併せて受診した医療機関の領収書、もしくは処方薬の説明書と一緒に提出してください。

治癒報告書

愛知県立三好高等学校長 殿

年 組 番 氏名

病名

出席停止の期間 令和 年 月 日から 月 日まで

医療機関名

医療機関の電話番号

治療のために、医師から指示された病名および期間は上記のとおりです。

令和 年 月 日

保護者氏名 (自署)

○参考:出席停止の基準となる感染症

種類	病名	出席停止期間
第一種 感染症予防法第6条に規定する1類感染症及び2類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、痘そう等	治癒するまで
第二種 飛沫感染するもので、児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳がなくなるまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日ばしか)	発疹がなくなるまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜炎	主要症状消失後2日経過するまで
	結核	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	副膜炎・菌性副膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種 学校において流行を広げる可能性がある感染症	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過するまで
	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎等その他の感染症	感染のおそれがないまで